

生駒市自治会掲示板設置補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、自治会掲示板を設置しようとする自治会に対し、当該事業に要する経費として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、市内単位自治会とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、各種広報用として役立つ掲示板の設置に要する経費で、市長が適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、掲示板一基の設置に要する経費の2分の1を補助する。ただし、その補助金額が一基につき50,000円を超える場合はその額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、生駒市自治会掲示板設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 設置場所略図
- (3) 設計図面及び仕様書（材質等を記載したもの。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとし、速やかにその決定の内容を書面により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の通知を受けた自治会は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 請求書及び領収書の写し

(2) 施工写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定の内容を書面により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年4月1日から3年を超えない日までに、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長

生駒市自治会掲示板設置補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、生駒市自治会掲示板設置補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請金額 円

- 添付書類
- 1 見積書
 - 2 設置場所略図
 - 3 設計図面及び仕様書（材質等を記載したもの）
 - 4 その他

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長

実 績 報 告 書

年度生駒市自治会掲示板設置補助金について、生駒市自治会掲示板設置補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定通知	年 月 日付け通知 生 第 号
交付決定額	円
補助事業の 完了年月日	年 月 日
添付書類	1 請求書及び領収書の写し 2 施工写真 3 その他